令和３年度 薩摩川内市人権教育・啓発実施計画

１　本計画の位置づけ

薩摩川内市人権教育・啓発実施計画に基づき、令和３年度の具体的な取り組みを定め、基本計画の効率的かつ効果的な推進を図るもの。

２　人権侵犯事件の動向

法務省により公開された、『令和２年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）』によると、人権侵犯事件に対する取り組みとして、全国の新規救済手続開始件数は9,589件（前年15,420件）で、前年と比較して37.8%減少している。

このうち、インターネット上の人権侵害情報に係る事件が対前年比1.4%と増加しており、平成３１年及び令和元年を上回り過去最高の件数を記録している。また、新型コロナウイルス感染症に関連して差別を受けたなどの人権侵犯事件の割合が増加している。

一方、令和２年の鹿児島地方法務局における人権相談件数は4,940件（前年5,143件）で、前年と比較して0.4%減少している。人権侵犯事件件数は146件（前年194件）で、前年と比較して24%減少している。

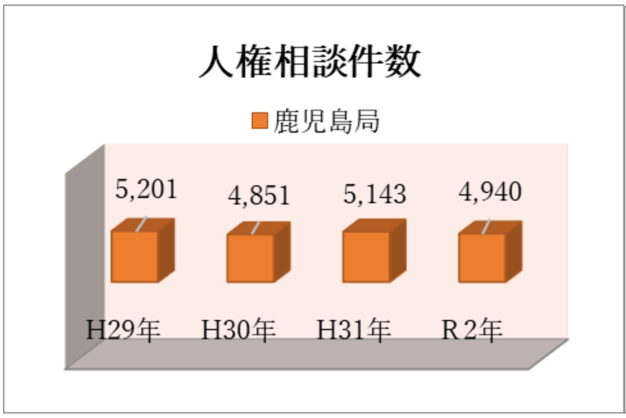

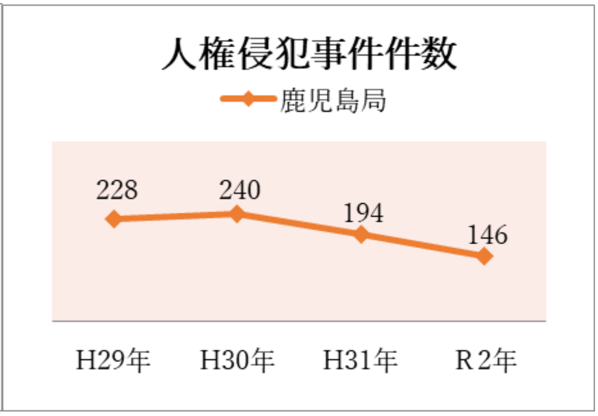

このような中、本市は、平成26年６月１日に「薩摩川内市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民の人権における意識の向上を図るため、あらゆる場において人権教育・啓発活動を推進している。

３　令和３年度の取組方針

人権教育・啓発活動を推進する上では、家庭・学校・地域・事業所などのあらゆる場での人権尊重の環境づくりが必要であり、各課所、関係団体との横断的な連携が必須である。また、出前講座の充実や各種機関・団体が開催する研修等の情報提供により、各種取組みにおける参加者の人権意識の高揚が図れる事業計画を策定する必要がある。

本市では、薩摩川内市人権教育・啓発基本計画の推進にあたって、薩摩川内市人権教育・啓発推進会議及び幹事会を開催し、市役所各課所の連携を深め、人権問題に関する職員の意識を高めつつ、様々な施策や取組の充実を図り、より効果的な人権教育・啓発活動を展開する必要がある。

４　令和３年度の施策ごとの取組

第３章　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

３－１　家庭・地域における人権教育・啓発の推進

課　名	市民健康課
事　業　名	各種教室の開催
概　　要	⑴　親子教室の開催により、親が子供の発達の遅れや異常に早く気づき、それを受容し早期治療や適切な療育につながり、子供の心と身体が順調に発育・発達するよう支援します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	親子
場　　所	すこやかふれあいプラザ・つくし園

課　名	ひとみらい政策課
事　業　名	男女共同参画推進事業
概　　要	⑴　男女共同参画講座及び出前講座を開催します。 ⑵　中学校への人権教育に関する出前講座を開催します。 ⑶　男女共同参画フォーラムを開催します。 ⑷　男女共同参画情報紙（とらいあんぐる）による周知を行います。 ⑸　人材バンク登録者に男女共同参画出前講座講師の依頼、また、各種審議会等への登用を推進します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　所	市内全域

課　名	社会教育課
事　業　名	「親の育ちが子の育ち」推進事業
概　　要	⑴　幼稚園、小中義務教育学校等の家庭教育学級において、人権についての学習を取り入れます。 ⑵　父親研修会、おやじの会などを通じて、ＰＴＡ活動への参加促進を図ります。 ⑶　北薩地区ＰＴＡ指導者養成事業において、人権啓発を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	幼・小・中学生、保護者
場　　所	市内各幼・小・中学校、地域

３－２　学校等における人権教育の推進

課　名	社会教育課
事業名	「親の育ちが子の育ち」推進事業
概要	⑴　幼稚園、小中義務教育学校等の家庭教育学級において、人権についての学習を取り入れます。 ⑵　父親研修会、おやじの会などを通じて、ＰＴＡ活動への参加促進を図ります。 ⑶　北薩地区ＰＴＡ指導者養成事業において、人権啓発を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	幼・小・中学生、保護者
場所	市内各幼・小・中学校

課　名	学校教育課
事業名	学校における人権教育の推進
概要	⑴　「薩摩川内市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止・早期発見・組織による対応と家庭や地域との連携及び啓発を行います。 ⑵　「薩摩川内元気塾」における人権教育に関する講話・交流会を設定します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	教職員、児童生徒、保護者
場所	市内各小・中学校

課　名	社会教育課
事業名	少年愛護センター事業
概要	⑴　少年愛護センターにおいて、少年が困ったとき、悩んだ時などのために、なやみ相談の窓口を開設します。来所相談は、平日の午後５時１５分、電話相談は、平日の午後９時まで受付けます。 ⑵　非行の防止や不審者から青少年を守るため、パトロール車で定期的に通学路等を巡回します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	小・中学生、保護者
場所	少年愛護センター、市内

３－３　職場における人権教育・啓発の推進

課　　名	総務課、ひとみらい政策課
事　業　名	職員に対する研修
概　　　要	⑴　職員向け人権啓発研修を実施します。 ⑵　時世に合わせた人権研修内容への工夫を行い、より効果的な研修を目指します。 ⑶　男女共同参画を推進するための職員研修を開催します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	職員
場　　　所	本庁等

課　　名	学校教育課
事　業　名	教職員に対する人権尊重教育の充実
概　　　要	⑴　「薩摩川内市いじめ防止基本方針」の改定に各学校や地域、保護者等への周知徹底をし、いじめの未然防止・早期発見・継続による対応を行っていきます。 ⑵　県教委が発行する人権教育学習資料「なくそう差別築こう明るい社会」、人権教育指導　資料実践例集「仲間づくり」「いじめ対策必携」等を各学校の研修等で活用していきます。 ⑶　人権教育研修会を開催していきます。 ⑷　管理職研修会及び生徒指導主任等研修会を実施していきます。 ⑸　各学校で人権教育に関する校内研修会を実施していきます。 ⑹　「薩摩川内元気塾」等において人権教育に関する講話・交流会を設定し人権教育を推進していきます。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市内教職員
場　　　所	学校等　対象者の希望する会場

課　　名	ひとみらい政策課
事　業　名	男女共同参画推進事業（女性活躍推進）
概　　　要	⑴　市広報紙、市ホームページを活用し、国、県等からの情報を積極的に発信します。 ⑵　女性の職業生活における活躍を官民一体となって推進します。 ⑶　女性のスキルアップセミナー及び女性活躍応援セミナーを開催します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	協議会委員、就労中（予定）の女性、企業経営者、管理職及び労務担当者等
場　　　所	市内全域

課　　名	文書法制室

事　業　名	個人情報保護に係る啓発活動
概　　　要	⑴　国、県から配布される個人情報保護制度に係る啓発用チラシの提供及びポスター掲示による意識啓発を行います。 ①　パンフレットスタンドによる提供 ②　情報公開コーナー内にポスター掲示
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	来庁者
場　　　所	薩摩川内市役所内

３－４　行政における人権啓発活動の推進

課　　名	市民課 障害・社会福祉課 ひとみらい政策課

事　業　名	啓発活動・情報提供
概　　　要	⑴　国、県等の発行するチラシ・ポスター掲示や情報提供による意識啓発を行います。 ⑵　広報紙・ホームページ等による周知を行います。 ⑶　広報・ホームページによる強化月間並びに強化週間の周知を行います。 ①　人権同和問題啓発強調月間　8/ 1～ 8/30 ②　人権週間　12/ 4～12/10 ③　北朝鮮人権侵害問題啓発週間　12/10～12/16 ④　「子ども人権１１０番」強化週間　8/29～ 9/ 4 ⑤　「女性の人権ホットライン」強化週間　11/12～11/18 ⑥　「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間　9/9～ 9/15
実施期間	随時及び強化月間等期間中
対　象　者	市民
場　　　所	市内

課　　名	ひとみらい政策課

事　業　名	「何でも相談室」の設置
概　　　要	⑴　毎週土曜日、ＳＳプラザせんだい内において（１３時～１６時）開催します。 ⑵　市広報紙、市ホームページを活用し、何でも相談室についての情報を積極的に発信します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

課　　名	障害・社会福祉課 高齢・介護福祉課

事　業　名	高齢者、障害者やその家族に対する支援・相談事業
概　　　要	⑴　成年後見制度利用支援事業 ①　認知症高齢者等で判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある者で、親族が後見開始の審判請求をしない場合を対象として､裁判所に後見開始等の審判請求を行います。 　また、後見等開始の審判を受けた者が資産や貯蓄等がなく、後見人等への報酬を負担できない場合は、その報酬の全部または一部を助成します。 ⑵　総合相談事業 ②　高齢者等の相談に随時対応。普及啓発活動を実施します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

課　　名	高齢・介護福祉課

事　業　名	健やか支援アドバイザー事業
概　　　要	⑴　健やか支援アドバイザーに委嘱し、地区内の支え合う仕組み作りを促し、高齢者等の見守り活動を実施します。 　なお、重大な案件は、市役所又は地域包括支援センター、最寄りの在宅介護支援センターへ相談されるようお願いしてあります。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

第４章　重要課題への対応

４－１　女性

課　　名	ひとみらい政策課

事　業　名	男女共同参画推進事業
概　　　要	⑴　男女共同参画講座及び出前講座を開催します。 ⑵　中学校への人権教育に関する出前講座を開催します。 ⑶　男女共同参画フォーラムを開催します。 ⑷　男女共同参画情報紙（とらいあんぐる）による周知を行います。 ⑸　人材バンク登録者に男女共同参画出前講座講師の依頼、また、各種審議会等への登用を推進します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

課　　名	障害・社会福祉課

事　業　名	配偶者暴力相談支援
概　　　要	⑴　女性・家庭生活支援相談員を増員して、各種相談に対応します。 ⑵　関係機関との連携を強化します。 ⑶　庁内ＤＶ対策連携会議により研修や相互理解を深め、各種事案の迅速な対応に努めます。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	障害・社会福祉課内

４－２　子ども

課　　名	学校教育課

事　業　名	交流・体験活動
概　　　要	⑴　児童会、生徒会による連携した「いじめ撲滅宣言」の取組みを行います。 ⑵　小中一貫教育における道徳教育の充実と「ふるさとコミュニケーション科」を実践します。 ⑶　心の教育の充実「いじめ問題を考える週間」の取組みといじめに関する授業を実施します。 ⑷　職業調べ及び職場訪問・職場体験活動における福祉体験活動を実施します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	教職員、児童生徒、保護者、地域
場　　　所	各小中学校

課　名	市民健康課

事　業　名	思春期教育
概　　　要	⑴　学校、家庭、地域において正しい性の知識を普及させ、１０代の性感染症や望まない妊娠を防ぎ、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように、以下の事業を実施します。 ①　思春期教室 ②　カンガルー事業
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	小学生（５・６年)、中学生（２・３年)、保護者
場　　　所	各小中学校

課　名	社会教育課

事　業　名	青少年育成市民会議等事業
概　　　要	⑴　青少年育成市民会議事業 ①　青少年育成市民会議において、あいさつ運動ポスター及び標語の作品募集・表彰による青少年育成の広報啓発や青少年の活動・発表の場として青少年育成の日のつどい等を開催し、青少年の健全育成に努めます。 ⑵　少年愛護センター事業 ①　関係機関や団体との相互連携を強化し、相談活動や補導活動を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	小・中学生、保護者
場　　　所	各小中学校

４－３　高齢者

課　名	高齢・介護福祉課 障害・社会福祉課

事　業　名	地域包括支援センター委託事業
概　　　要	⑴　地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う。また高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように支援する。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民全般
場　　　所	市内全域

４－４　障害者

課　名	学校教育課

事　業　名	特別支援教育の充実
概　　　要	⑴　障害や障害者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。 ⑵　特別支援教育に関する校内研修会の実施。 ⑶　特別支援教育の体制づくりを行います。 ⑷　個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。 ⑸　移行支援シートの引継を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市立幼稚園、小・中・義務教育学校
場　　　所	市内

課　名	障害・社会福祉課

課　　　名	意思疎通等支援事業
概　　　要	⑴　意思疎通支援事業 ①　聴覚、音声、言語機能障害のある方に対し、社会生活上必要不可欠な業務において、手話通訳又は要約筆記奉仕員を派遣し意思伝達の仲介を行います。 ⑵　移動支援事業 ①　対象となる障害のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時に、援助者を派遣します。 ⑶　就労移行支援及び就労継続支援 ①　一般企業等で就労することを希望する人及び一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	障害者等要支援者
場　　　所	市内

		課　　名	障害・社会福祉課
事　業　名	障害者相談支援事業		
概　　　要	⑴　障害者の相談支援の拠点として障害者基幹相談支援センターを設置し、業務委託先の市内３事業所（８名）の相談支援専門員により、日常生活全般の困難等について相談支援を行います。 ⑵　障害者基幹相談支援センターに、障害者虐待防止センターを併設し、２４時間体制で通報受付対応を行います。		
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日		
対　象　者	障害者等要支援者		
場　　　所	障害者基幹相談支援センター		

		課　　名	障害・社会福祉課
事　業　名	障害者差別解消法への取組み		
概　　　要	⑴　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく取組みを行います。 ①　法の趣旨を踏まえながら、共生社会の実現に向け、薩摩川内市全体の取組みとして、積極的に推進します。		
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日		
対　象　者	障害者、事業者等		
場　　　所	―		

４－５　同和問題

		課　　名	学校教育課
事　業　名	人権教育の推進と家庭、地域への啓発		
概　　　要	⑴　「薩摩川内市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく啓発活動の充実を図ります。 ⑵　ＰＴＡ等との連携による啓発活動を行います。 ⑶　「薩摩川内元気塾」等における人権教育に関する講演会を開催します。		
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日		
対　象　者	市内児童生徒、保護者、教職員		
場　　　所	―		

課　名	障害・社会福祉課

事　業　名	情報収集及び啓発
概　　　要	⑴　県等が実施する研修会、講演会等へ参加、啓発を行います。 ⑵　国、県等のパンフレットを関係課所等へ配付します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	関係課職員等
場　　　所	―

４－６　外国人

課　名	産業戦略課

事　業　名	国際交流事業
概　　　要	⑴　国際理解・異文化理解事業 ①　国際交流協会事業で、鹿児島純心女子大学の講師、国際交流員、在住外国人による専門的な視点からの歴史、自国の紹介、国際事情等についての講話や語学教室等を実施し、国際理解を深めます。 （国際理解講座、異文化理解講座、語学教室等） ⑵　国際交流員派遣事業 ①　市の事業で、国際交流員（中国）を派遣して、市内の外国人等の社会的貢献を促進します。 ②　各地域や学校へ出向き料理教室や講演、また子供たちとふれあい、中国文化や習慣等を教え、国際交流事業を推進します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

４－７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

課　名	市民課、市民健康課

事　業　名	広報・周知活動
概　　　要	⑴　国、県より配布される感染症患者等の人権に係る啓発用チラシの提供及びポスター掲示します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	市内

４－８　犯罪被害者等

課　名	市民課 障害・社会福祉課 保護課 防災安全課 学校教育課

事　業　名	関係機関相談・支援連携
概　　　要	⑴　薩摩川内地区被害者ネットワークとの連携（薩摩川内警察署） ⑵　関係機関相談・支援窓口を紹介します。 ①　犯罪被害者等支援相談窓口（県生活・文化課 099-286-2523） ②　被害者ホットライン（鹿児島地方検察庁 099-226-0691） ③　被害者支援室（県警本部警務課 099-206-0110） ④　犯罪被害者支援ダイヤル（日本司法支援センター0570-079714） ⑤　法テラス鹿児島（050-3383-5525） ⑥　公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター（099-226-8341）
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	市民
場　　　所	―

４－９　インターネットによる人権侵害

課　名	学校教育課

事　業　名	情報モラル教育
概　　　要	⑴　各教科・領域で発達段階に応じた情報教育に関する指導を実施します。 ⑵　情報モラル教育についての職員研修を実施します。 ⑶　ネットいじめ対策として学校ネットパトロール事業を活用し情報収集及び対応を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	教職員
場　　　所	各小中学校

４－１０　北朝鮮当局による拉致問題等

課　名	市民課

事業名	広報・周知活動
概要	⑴　「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」周知ポスターを掲示します。 ⑵　広報による「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を周知します。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	市民
場所	市内

４－１１　その他の課題

課　名	市民課

事業名	関係機関からの情報提供等
概要	⑴　関係機関より提供のあったポスター等啓発物品の配布・掲示を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	市民
場所	市内

課　名	学校教育課

事業名	各種機関との連携
概要	⑴　いじめ問題対策連絡協議会（年２回）やいじめ問題対策審議会（年１回）の開催 ①　いじめ防止に関する機関・団体の連携を図ります。 ②　教育委員会の諮問に応じ、いじめ問題対策に関する研究調査等について検討・審議します。 ⑵　法務局、人権擁護委員協議会との連携 ①　「人権の花」運動を推進し、人権擁護委員による講話等を開催します。 ⑶　障害・社会福祉課、児童相談所、警察署等との連携 ①　児童虐待に関する情報交換や地域・保護者等への啓発活動を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対象者	保護者、地域、関係機関
場所	市内

課　　名	市民課

事　業　名	性的指向・性自認
概　　　要	⑴　制度における性的指向・性自認への配慮 ①　各種公約書類の書式（性別記載欄）などについて、性的指向・性自認等に配慮した見直し、検討を行います。
実施期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日
対　象　者	関係課職員等
場　　　所	―